

令和7年12月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	つゝじ観光バス株式会社 (法人番号: 4070001021877) 代表者 小暮 太久栄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県館林市本町3-4-20 (本社営業所) 群馬県館林市本町3-4-20
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月19日及び令和7年8月29日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年12月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	あさみ観光バス株式会社 (法人番号: 9060001019752) 代表者 新井 豊
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県足利市堀込町1933-2 (本社営業所) 栃木県足利市堀込町1933-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月29日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)